

<活動上の留意事項>

- ◆ 希少野生動植物種保存推進員（以下「推進員」）として活動を行うに当たっては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」）第 51 条、希少野生動植物種保存推進員設置要領及び関係法令を遵守するとともに、活動のために所要の手続きが必要な場合は、各自において適切にご対応願います。

- ◆ 推進員として活動を行う際は、環境大臣が交付する推進員の身分証明書を携帯するとともに、必要に応じ腕章をご着用ください。

<個体の捕獲に当たって>

- ◇ 推進員が実施する国内希少野生動植物種（以下「希少種」）の生息状況又は生育状況の調査については、あらかじめ環境大臣に届け出たものについては、捕獲等の禁止（種の保存法第 9 条）の規定は適用されません。[種の保存法第 51 条第 4 項]
 - ◇ 希少種の捕獲等を伴う調査の内容や方法及び届出の事前提出については、調査地を管轄する地方環境事務所等にご相談ください。
 - ◇ 捕獲等を行う場合は、希少種の個体群の維持に悪影響を及ぼすことのないよう留意し、種の保存に関して十分配慮願います。
-
- ◆ 推進員としての活動（希少種調査、土地への立ち入り及び希少種の個体所有者等に対する助言等）に当たっては、調査内容・助言内容について事前に国又は地方公共団体と打ち合わせを行うなどして、適切に実施してください。

以上